

平成十九年防衛省令第十一号

する算定方法により算定した値が六十二デシ

(音響の影響度の算定方法)

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令(平成十九年政令第二百六十八号)の規定に基づき、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則を次のとおり定める。

目次

第一章 再編関連特定周辺市町村の範囲(第一

条・第二条)

第二章 再編交付金(第三条―第十条)

附則

第一章 再編関連特定周辺市町村の範囲(第一

(再編関連特定周辺市町村の範囲)

第二条 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特

別措置法施行令(以下「令」という)第一条

第二号に掲げる市町村は、その区域が次に掲げる事由のいずれかに該当するものに限る。

一 駐留軍等の再編が駐留軍又は自衛隊の部隊

又は機関の編成又は配置の変更である場合にあつては、当該駐留軍等の再編により次のい

ずれかに該当すること。

イ 再編関連特定防衛施設における駐留軍又

は自衛隊の部隊又は機関が保有する航空機

(以下「駐留軍機等」という)の離陸、着

陸等により生ずると見込まれる音響の影響

度として次条に規定する算定方法により算定した値が六十二デシベル以上の地域とな

ること。

ロ 計器進入路の直下となること(再編関連

特定防衛施設が所在する市町村に隣接する市町村に限る)。

二 駐留軍等の再編が駐留軍又は自衛隊の部隊

又は機関の運用の態様の変更である場合にあつては、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(以下「法」という)第四条

第一項の規定による指定の際現にその指定を受けた再編関連特定防衛施設に係る防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第二百一号)以下「防衛施設周辺環境整備法」といふ)第四条に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則(昭和四十九年総理府令第四十三号)以下「防衛施設周辺環境整備法施行規則」という)第一条に規定

第二章 再編交付金(第一

(定義)

この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 面積点数 一の駐留軍等の再編について、施設の周辺地域をその区域とする市町村(以下「対象市町村」という)に所在する再編

関連特定防衛施設その他の防衛施設の別表第一の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編による面積の変化に応じ、同表の下欄に掲げる数値

二 施設整備点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村に所在する再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の別表第二の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編による面積の変化に応じ、同表の下欄に掲げる数値

三 面積点数 一の駐留軍等の再編について、

工作物の整備の態様の変化に応じ、同表の下欄に掲げる数値(飛行場施設又は港湾施設を有する防衛施設を廃止する場合にはその数値から一を、その他の防衛施設を廃止する場合にはその数値から〇・五をそれぞれ減じた数値)

四 部隊点数 一の駐留軍等の再編について、

対象市町村に所在する再編関連特定防衛施設その他の防衛施設における別表第三の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編による当該防衛施設に所在する市町村に隣接するものに限る。(以下この条において「装備訓練関係市町村」といいう。)となる別表第五の上欄に掲げる当該駐

入路の直下である市町村(当該防衛施設が所

在する市町村又は当該駐留軍等の再編

に規定する日本産業規格Z8731で定める算式により得た単発騒音暴露レベルをいう。以下同じ。)

五 規準化時間(一秒)

六 市町村整備等点数 整備等点数

等の再編が行われる再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の当該対象市町村に係る面積に応じ、同表の下欄に掲げる数値

七 装備点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村が当該駐留軍等の再編が実施され

る再編関連特定防衛施設その他の防衛施設が所在する市町村、第一条第一号に掲げる要件に該当する市町村又は当該駐留軍等の再編

に該当する市町村又は当該防衛施設が所

在する市町村に隣接するものに限る。)以下この条において「装備訓練関係市町村」とい

う。)となる別表第五の上欄に掲げる当該駐

留軍等の再編による当該防衛施設に所在する市町村に隣接するものに限る。(以下この条において「装備訓練関係市町村」とい

う。)となる別表第五の上欄に掲げる当該駐

留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の保有する艦船若しくは航空機の数若しくは種類の変化又は当該防衛施設に所在する駐留軍若しくは自衛隊の部隊への弾道ミサイルを破壊するためのミサイルを搭載した車両の配備

に応じ、同表の下欄に掲げる数値(当該航空機の過半数がターボジェット発動機を有するものである場合には、その数値に一・五を乗じて得た数値)

八 訓練点数 一の駐留軍等の再編について、

対象市町村が装備訓練関係市町村となる別表第六の上欄に掲げる当該防衛施設における駐

留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の変化に応じ、同表の下欄に掲げる数値

九 装備訓練点数 一の駐留軍等の再編について、当該駐留軍等の再編が実施される再編

関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る次に掲げる式によつて算出した数値を乗じて得た数値

十 (当該防衛施設が所在する市町村の

数-1)/5)

十一 (当該防衛施設が所在する市町村の

数-1)/5)+A

(この式において、Aは、当該駐留軍等の再編に係る当該防衛施設が所在する市町村を除く装備訓練関係市町村の数が、一

又は二である場合にあつては〇・一五、三以上である場合にあつては〇・三を表すものとする。) 装備訓練按分点数に応じて按分して算出した数値に係る区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値
 $a + (b/3) + (c/100)$
 (この式において、a、b及びcは、それぞれ次の数値を表すものとする。
 a 対象市町村に係る当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の当該駐留軍等の再編により生ずると見込まれる影響の影響度として第二条に規定する算定方法により算定した値が七十三デシベル以上となる地域又は当該駐留軍等の再編に係る法第四条第一項の規定による指定の際現に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る防衛施設周辺環境整備法第四条に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺環境整備法施行規則第一条に規定する算定方法によりある地域の面積をヘクタールで表した数値からaを減じた数値
 c 対象市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍機等の離陸、着陸等により生ずると見込まれる影響の影響度として法第四条第一項の規定による指定が行われた年度の四月一日現在の面積をヘクタールで表した数値

b 対象市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍機等の離陸、着陸等により生ずると見込まれる影響の影響度として法第四条第一項の規定による指定が行われた年度の四月一日現在の面積をヘクタールで表した数値
 十六 基本配分額 当該年度の交付点数に乘じることにより、年度交付限度額(令第四条第一項に規定する年度交付限度額をいう。次条第一項に規定する法施行規則第一条に規定する算定方法により算定した値が六十二デシベル以上となる地域又は当該駐留軍等の再編に係る法第四条第一項の規定による指定の際現に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る防衛施設周辺環境整備法第四条に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺環境整備法施行規則第一条に規定する算定方法により算定した値が六十二デシベル以上である地域の面積をヘクタールで表した数値からa及びbを減じた数値)

第五条 第三条第一号に規定する変化に

第六条 対象市町村の再編点数に負数のものがあ

る場合には、当該対象市町村の再編点数は、当

該負数の再編点数が消滅するまで当該対象市町

村の正数の再編点数のうち最も大きいものから

順次に相殺する。

(按分点数の調整)

第七条 防衛大臣は、対象市町村に係る駐留軍等

の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の

増加について、特別な事情があるときは、当該

駐留軍等の再編について整備等点数のある対象

市町村の数に相当する数値を限度として、当該

特別な事情がある対象市町村の整備等按分点数

に数値を加算することができる。この場合にお

いて、当該特別な事情がある対象市町村が二以

上あるときは、それぞれの整備等按分点数に加

算する数値を合算した数値は、その限度とする

数値を超えないものとする。

(再編交付金の額の算定)

第八条 駐留軍等の再編の内容のうち特定できな

かた事項を特定した場合又は第三条各号に掲

げる数値若しくは割合の算定の基礎となる事項

に変更がある場合には、それらの数値又は割合

のととする。

(点数等の修正)

第九条 第三条第一号に規定する変化が他の駐留

軍等の再編によるものと不可分である場合にあ

る場合には、当該修正を行つた年度以後の計画

点数は、再編点数から当該年度前までの年度

の計画点数を減じて得た数値に当該年度以後の

年度の計画進捗率を乗じて得た数値を当該修正

を行つた年度から当該駐留軍等の再編に係る交

付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除

した数値とする。

前項の場合において、修正を行つた年度以後

の計画点数が、修正前の最後の年度の計画点数

を行つた年度から当該駐留軍等の再編に係る交

付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除

した数値とする。

前項の規定は、第三条第二号に規定する変化

について準用する。この場合において「面積点

数」とあるのは、「施設整備点数」と読み替える

ものとする。

二 イからハまでに掲げるもののほか、国が

実施することが困難な事項

十六 基本配分額 当該年度の交付点数に乘じ

ることにより、年度交付限度額(令第四条第

一項に規定する年度交付限度額をいう。次条

第一項に規定する法施行規則第一号に規定する

法施行規則第一号に規定する算定方法によ

り算定した値が六十二デシベル以上である地

域又は当該駐留軍等の再編に係る法第四

条第一項の規定による指定の際現に当該

駐留軍等の再編が実施される再編関連特

定防衛施設その他の防衛施設に係る防衛

施設周辺環境整備法第四条に規定する区

域の指定に際して防衛施設周辺環境整備

法施行規則第一条に規定する算定方法によ

り算定した値が六十二デシベル以上である地

域又は当該駐留軍等の再編に係る法第四

条第一項の規定による指定の際現に当該

駐留軍等の再編が実施される再編関連特

定防衛施設その他の防衛施設に係る防衛

施設周辺環境整備法第四条に規定する区

域の指定に際して防衛施設周辺環境整備

率を乗じて得た数値を当該変化する年度から交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。

4 第一項の数値の修正が再編実施交付年度から計画進捗率が一である年度の最後の年度（以下「上限終了年度」という。）までの間である場合には、上限終了年度後の計画点数は、再編点数から上限終了年度以前の全ての年度の計画点数を減じて得た数値に上限終了年度後の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を上限終了年度の翌年度から交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。

5 前項の場合において、上限終了年度の翌年度の計画点数が、上限終了年度の計画点数を超えるときは、その超える分を当該翌年度の翌年度から交付終了年度までの計画点数に均等に分割して加算するものとする。

6 前項の規定は、同項の規定により加算した計画点数が、上限終了年度の計画点数を超える場合に準用する。

7 第四項の場合において、修正後の年度の計画点数が、上限終了年度の計画点数の二分の一を下回るときは、上限終了年度の計画点数に二分の一を乗じて得た数値とする。

8 前項の場合において、対象市町村に他の駐留軍等の再編に係る再編点数があるときは、上限終了年度の計画点数の二分の一を下回った点数について得た数値とする。

9 第一項の数値の修正が上限終了年度後である場合には、当該修正を行つた年度以後の計画点数は、再編点数から当該修正を行つた年度前の

全ての年度の計画点数を減じて得た数値に当該修正を行つた年度以後の計画進捗率を乗じて得た数値を当該修正を行つた年度から交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。

10 第五項から第八項までの規定は、前項の場合について準用する。

11 駐留軍等の再編の実施に向けた措置が遅延した場合には、遅延した年度以後の計画点数は、再編点数から遅延した年度前の計画点数（その遅延が国の行為（不作為を含む。）又は自然現象以外の事由に起因するものであつて、関係する再編関連特定周辺市町村の長がその事由の解消に努め、又は協力していると認められないときは、当該計画点数及び遅延した年度の当初の

計画点数）を減じて得た数値に遅延した年度以後の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を遅延した年度から交付終了年度までの計画進捗率の合計で除した数値とする。

12 駐留軍等の再編の実施に向けた措置が前項の事由に起因して遅延した場合には、その遅延した年度（その遅延が継続した年度を含む。）及びその翌年度の計画進捗率は、別表第九の上欄に掲げる年度に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

（交付点数の調整）

第九条 最初の法第五条第一項の規定による指定の後に指定する再編関連特定周辺市町村に係る当該再編関連特定周辺市町村の指定の年度又はその翌年度の交付点数について、防衛大臣は、当該再編関連特定周辺市町村の指定の時期その他事情を勘案し、必要と認めるときは、これを減じ、又は零とすることができる。

2 防衛大臣は、法第五条第一項の規定による指定の時期その他の事情により第四条の規定により難いと認めるときは、同項の規定による指定の年度の交付点数の全部又は一部を翌年度に繰り越すことができる。

3 防衛大臣は、法第五条第一項の規定による指定の後に、当該再編関連特定周辺市町村に係る駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗に支障が生じた場合において、前条までに規定するところにより再編交付金の額を定めることができない認める特段の事情があるときは、当該再編関連特定周辺市町村の交付点数を減じ、又は零とすることができる。

（市町村の合併に係る配慮）

第十一条 市町村の合併により、対象市町村の数が減少した場合には、第三条から前条までの規定にかかわらず、これにより交付点数が減少することのないよう配慮するものとする。

この省令は、平成二十五年四月一日から施行し、この省令による改正後の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（以下「新省令」という。）第一条の規定は同日以後の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定について、新省令第三条の規定は新省令第一条に掲げる事由のいずれかに該当するものとして再編関連特定周辺市町村の指定を受けた市町村に係る再編交付金の算定又は同日以後の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則第八条の規定による点数等の修正について適用する。ただし、新省令第二条に規定する算定方法による音響の影響度の算定に必要な情報が得られない場合又は防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年防衛省令第五号）による改正前の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号）第一条に規定する算定方法により算定した値を用いて防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）第四条に規定する区域の指定がされている防衛施設の周辺の市町村を新たに再編特定周辺市町村に指定する場合における再

限る。）が第八条第三項の規定の適用を受けているものについては、交付終了年度までの間、国行為（不作為を含む。）又は自然現象に起因して計画進捗率が三分の一の割合が継続する場合の、同条第二項の規定の適用については、同項中「再編点数から当該年度前の全ての年度の計画点数を減じて得た数値に当該年度以後の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を当該修正を行つた年度から当該駐留軍等の再編に係る交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除する。）、

編関連特定周辺市町村の指定、再編交付金の算定又は再編交付金に係る点数等の修正については、なお従前の例によることができる。

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（附則）（平成二九年三月三一日防衛省令第七号）抄

（施行期日）

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（附則）（令和元年六月二六日防衛省令第十四号）抄

（施行期日）

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（附則）（令和四年三月三一日防衛省令第十五号）抄

（施行期日）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第十六号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第十七号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和四年三月三一日防衛省令第十八号）抄

（施行期日）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第十九号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第二十号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第二十一号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第二十二号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第二十三号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第二十四号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第二十五号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第二十六号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第二十七号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第二十八号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第二十九号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第三十号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第三十一号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第三十二号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第三十三号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第三十四号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第三十五号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第三十六号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第三十七号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第三十八号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第三十九号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第四十号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第四十一号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第四十二号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第四十三号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第四十四号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第四十五号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第四十六号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第四十七号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第四十八号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第四十九号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第五十号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第五十一号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第五十二号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第五十三号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第五十四号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第五十五号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第五十六号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第五十七号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第五十八号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第五十九号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第六十号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第六十一号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第六十二号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第六十三号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第六十四号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第六十五号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第六十六号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第六十七号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第六十八号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第六十九号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第七十号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第七十一号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第七十二号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第七十三号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第七十四号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第七十五号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（附則）（令和五年三月三一日防衛省令第七十六号）抄

別表第五（第三条関係） 艦船及び航空機の数及び種類の変化並びに弾道ミサイルを破壊するためのミサイルを搭載した場合	零	五	駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更のための飛行場施設又は港湾施設の整備で大規模なもの	六	駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更のための飛行場施設又は港湾施設の整備で大規模なもの
		四	駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更のための飛行場施設又は港湾施設の整備による土地の形質の変更を伴う五百メートル以上の岸壁又は二以上の滑走路を整備する飛行場施設の整備であつて、港湾施設の整備を伴うもの（新たに防衛施設を設置するものに限る）	三	一

別表第四（第三条関係） 艦船及び航空機の数及び種類の変化並びに弾道ミサイルを搭載した車両の配備	一	三	別表第六（第三条関係） 他の防衛施設に所在する部隊の新たな使用（三の項及び四の項に掲げるもののを除く。）	三	別表第七（第三条関係） 当該防衛施設に所在する航空機を保有する部隊又は機関の使用の減少におけるものに限る。）
		二	二	二	二

別表第八（第三条関係） 他の防衛施設に所在する部隊の新たな使用（三の項及び四の項に掲げるもののを除く。）	一	五	別表第九（第八条関係） 施設の整備のための工事（環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第一項に規定する環境影響評価をいう。以下同じ。）を行つている段階	五	別表第十（第八条関係） 上限終了年度が平成二十六年度から平成四十一年度までの間である場合であつて、当該上限終了年度の翌年度から二年間
		四	四	四	四

別表第十一（第三条関係） 再編実施交付年度が平成二十四年度である場合であつて、当該再編実施交付年度から起算して五年	一	四	別表第十二（第八条関係） 上限終了年度が平成四十一年度までの間である場合であつて、当該上限終了年度の翌年度から二年間	六	付年度から平成二十六年度までの間
		三	三	三	三